

農業農村整備 G I S 構築業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年 3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 7 月 11 日

農政部農地整備課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 農業農村整備 G I S 構築業務

(2) 業務の目的

農業農村整備事業の実績^{※1}について、G I S（地理情報システム）を活用した管理システムを構築し、業務の効率性、確実性を向上させるとともに、施設管理者と情報共有することで、農業農村整備事業の効率的な実施を図る。

※1 「実績」とは、これまで農業農村整備事業で整備した農業用排水施設、農業用道路、その他農用地の保全又は利用上必要な施設、区画整理、地すべり防止施設等の位置、規模、範囲、受益地等の位置情報及び関連する図表の情報で構成される。

(3) 業務内容

別添「農業農村整備 G I S 構築業務仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」という。)のとおりに。

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

評価項目		評価の内容
1	実績等	当該業務に配置する責任者又は従事者が保有する資格数(技術士 農業部門（農業土木、農業農村工学）、認定技術管理者 農業土木部門、RCCM 農業土木部門、農業土木技術管理士、GIS上級技術者、地理情報標準認定資格中級技術者、地理空間情報専門技術認定GIS 1 級及び農業農村地理情報システム技士)。重複可。
		国、都道府県又は市町村が発注する G I S（地理情報システム）の構築又は保守に関する業務を履行した実績を有しているか。令和 2 年 4 月 1 日から公告日前日までに完了した業務が該当。保守は自ら構築したシステムの保守に限る。
2	経済性	＜イニシャルコスト＞ 企画・導入支援・システム調整に係る設計費用、利用料、研修会費用等が適切に見積もられているか。かつ、経済的で妥当な費用となっているか。
		＜ランニングコスト＞ 翌年度以降に必要な利用料、研修会費用、保守管理費用等が適切に見積もられているか。かつ、経済的で妥当な費用となっているか。
3	実績図作成に係る基本事項	実績図作成業務の内容を理解し、提案する G I S の特徴・操作性・アイディア・実績管理システムが、実績図を作成できるよう検討されているか。
		誰もが使いやすく、快適に操作できる工夫が充実しているか。
		システムの保守・サポートが十分に検討され、研修体制も充実しているか。

4	企画力	発注者の意図を理解した上で、新しい技術や先進的なアイデアの方針方向性が示されているか。
		打合せ、ネットワークや端末設定等の利用環境の整備、システムの初期セットアップ、テスト実施、職員研修など作業項目ごとのスケジュールが明確に示され、優れた提案内容であるか。
5	今後拡張が望まれる機能等	今後拡張が望まれる機能（機能の詳細については、仕様書別紙1に記載）について、将来のシステム構築に向け発展性があるか。 または、独自の優れた提案があるか。
6	技術力や意欲	業務に対する理解度、企画提案の表現力、説明の的確さ、業務に対する意欲が確認できるか。

(6) 履行期間又は履行期限 契約日～令和8年3月31日

(7) 費用の上限額 4,000,000円（上限額・消費税額及び地方消費税の額を含む。）

（注）上限額を超える提案は採用しない。

(8) 業務の実施場所 県内一円

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 国、都道府県又は市町村が発注するGIS（地理情報システム）の構築又は保守※²に関する業務の経験がある者を配置できること。
- (9) 国、都道府県又は市町村が発注するGIS（地理情報システム）の構築又は保守※²に関する業務を履行した実績を有していること。令和2年4月1日から公告日前日までに完了した業務が該当。

※2 保守は自ら構築したシステムの保守に限る。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県農政部農地整備課水利係 電 話 026-235-7240（直通） F A X 026-233-4069 E-mail nochii@pref.nagano.lg.jp
--

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年7月22日（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農地整備課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により農地整備課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農地整備課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年7月25日 午前10時～

- (2) 開催場所 WEB (参加申込書記載のメールへアドレス送付)
 - (3) 参加申込書を提出した場合、必ず出席してください。
- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- (1) 提出期限 令和7年8月1日
 - (2) 受付場所 3(4)に同じ。
 - (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
 - (5) 回答方法 農地整備課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務
手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年8月7日までに長野県公式ホーム
ページで公表します。
- 6 企画提案書の作成・提出
- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
 - (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表(例)による。
 - (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額(税込)を記載してく
ださい。また、経費の合計額は1(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてくださ
い。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再
委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してく
ださい。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできま
せん。
 - (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者
に対してはメール等により回答します。
 - (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和7年8月19日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参
の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)
 - ③ 提出部数 持参、郵送の場合は7部、メールの場合は1部
 - ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに農地整備課に到達したもの、メールによる場
合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限りま
す。郵送又はメ
ールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してくださ
い。
 - (6) 企画提案の選定基準
企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目		評価の内容	配点
1	実績等	当該業務に配置する責任者又は従事者が保有する資格数(技術士 農業部門(農業土木、農業農村工学)、認定技術管理者 農業土木部門、RCCM 農業土木部門、農業土木技術管理士、GIS上級技術者、地理情報標準認定資格中級技術者、地理空間情報専門技術認定GIS 1 級及び農業農村地理情報システム技士)。重複可。	10
		国、都道府県又は市町村が発注するGIS(地理情報システム)の構築又は保守に関する業務を履行した実績を有しているか。令和2年4月1日から公告日前日までに完了した業務が該当。保守は自ら構築したシステムの保守に限る。	
2	経済性	＜イニシャルコスト＞ 企画・導入支援・システム調整に係る設計費用、利用料、研修会費用等が適切に見積もられているか。かつ、経済的で妥当な費用となっているか。	10
		＜ランニングコスト＞ 翌年度以降に必要な利用料、研修会費用、保守管理費用等が適切に見積もられているか。かつ、経済的で妥当な費用となっているか。	
3	実績図作成に係る基本事項	実績図作成業務の内容を理解し、提案するGISの特徴・操作性・アイデア・実績管理システムが、実績図を作成できるよう検討されているか。	40
		誰もが使いやすく、快適に操作できる工夫が充実しているか。	
		システムの保守・サポートが十分に検討され、研修体制も充実しているか。	
4	企画力	発注者の意図を理解した上で、新しい技術や先進的なアイデアの方針方向性が示されているか。	20
		打合せ、ネットワークや端末設定等の利用環境の整備、システムの初期セットアップ、テスト実施、職員研修など作業項目ごとのスケジュールが明確に示され、優れた提案内容であるか。	
5	今後拡張が望まれる機能等	今後拡張が望まれる機能(機能の詳細については、仕様書別紙1に記載)について、将来のシステム構築に向け発展性があるか。 または、独自の優れた提案があるか。	10
6	技術力や意欲	業務に対する理解度、企画提案の表現力、説明の的確さ、業務に対する意欲が確認できるか。	10
			100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案書の提出者が5者を超える場合、企画提案書類のみによる1次評価を行う場合があります。1次評価の有無及び詳細については、7月25日に実施する説明会の際に連絡します。
なお、1次評価を行う場合、④プレゼンテーションの実施日時及び場所を変更する場合があります。
- ② 企画提案の配点の合計点から算出する順位点の合計点が最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。
- ③ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ④ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和7年8月25日 午前10時～ 長野県長野合同庁舎 南庁舎 6階
(住所：長野市大字南長野南県町686番地1 TEL代表：026-233-5151)

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農地整備課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農地整備課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農地整備課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農地整備課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により農地整備課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農地整備課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農地整備課水利係

電 話 026-235-7240 (直通)

F A X 026-233-4069

E-mail nochi@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。